

◆<独自>宗教法人、休眠後も税優遇か固定資産税「不活動情報」共有せず全国21都市アンケート

産経新聞 2023/9/24 16:56 配信

非課税	個別に課税か非課税かを判断	課税
北九州	札幌、仙台、さいたま、東京都、横浜、新潟、静岡、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、福岡	川崎、千葉、相模原、熊本

※アンケートに基づく。東京都以外は政令市

宗教法人の土地・建物にかかる固定資産税の非課税措置を巡り、全国20政令市と東京都の担当部局が、管内の法人が休眠して国や都道府県に「不活動宗教法人」と認定されても、情報提供を受けていないことが24日、産経新聞のアンケートで分かった。うち19市と都は、休眠すれば非課税対象から外すこともあり得るなどと回答したが、当局間で情報が共有

されず、休眠後も税優遇が続くケースが相次いでいるとみられる。

地方税法348条は、宗教法人が活動に用いる本殿や敷地など、宗教法人法3条に基づく境内建物や境内地の固定資産税について非課税と定める。ただ、代表役員の不在や礼拝施設がないといった理由で休眠した不活動宗教法人については、税法上の規定がない。

このため、固定資産税を所管する各市町村（東京23区は都）では、不活動法人に課税するかどうかを独自に判断している。

産経新聞では各自治体の判断の実情を探るため、20政令市と都にアンケートで尋ねた。

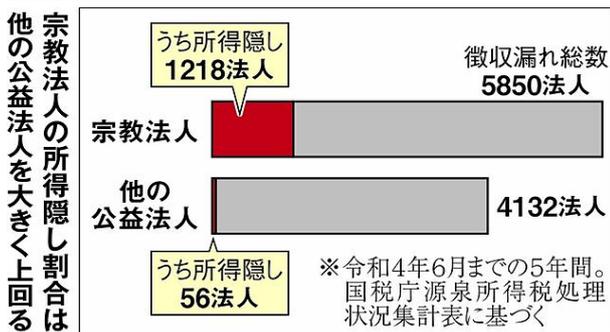
この結果、北九州市は「固定資産税の取り扱いについて国などから判断基準が示されておらず、非課税対象から除外していない」としたが、逆に川崎、千葉、相模原、熊本の4市は「非課税の対象とはならない」と回答。大阪や横浜、札幌など15市と都は、活動実態がないと個別に判断されれば非課税対象から外すと答えるなど、各自治体で温度差があった。非課税措置の除外件数も尋ねたが、「統計がない」との答えが大半だった。

一方で、不活動法人を認定する文化庁や都道府県側から、不活動法人の情報提供を受けていると答えた自治体はゼロ。都の場合は部局が異なるだけだが、情報を共有していなかった。

今後提供を受けるかどうかについては、熊本市が「情報をいただくべくマニュアルなどを整備している」と答え、都も「必要がある場合には確認することもあり得る」と回答。福岡、静岡の2市は「現時点で予定はない」とした。

◆宗教法人法を問う<独自>宗教法人、追徴の2割が所得隠し他公益法人は1%どまり

産経新聞 9/16(土) 18:10 配信



国税当局が昨年6月までの5年間で、源泉所得税の徴収漏れで追徴された全国5850の宗教法人のうち、約2割の1218法人で悪質な仮装・隠蔽（いんぺい）を伴う所得隠しがあったと判断していたことが16日、産経新聞の情報公開請求で分かった。

宗教法人以外の公益法人による所得隠しの割合は1%強だった。

宗教税務に詳しい専門家は、宗教法人を税優遇の対象としながら帳簿作成の免除を事実上認める現行制度

を問題視している。源泉所得税は事業者が給与を支払う際、あらかじめ天引きする所得税。法人資金を幹部らが私的流用した場合も、法人からの給与とみなして源泉所得税を納めなければならない。産経新聞は宗教法人などに対する源泉所得税の調査について国税庁に情報公開を請求。令和4年6月までの5年分の実績をまとめた集計表が開示された。集計表によると、国税当局は全国約18万の宗教法人のうち、5年間で8289法人を調査。約7割の5850法人で単純ミスを含む徴収漏れを確認し、追徴税額は約45億7千万円にのぼった。うち20.8%に当たる1218法人の所得隠しを認定し、重加算税は計約6億1900万円だった。宗教法人や学校法人、社会福祉法人といった税法上の「公益法人等」には法人税の優遇措置がある。ただ、宗教法人を除く公益法人等の徴収漏れは5年間で4132法人で、うち所

得隠しは1.3%に相当する56法人だった。宗教法人以外の公益法人は法令で厳格な会計処理が義務づけられている。宗教法人法も帳簿に当たる収支計算書の作成を規定するが、収益事業がない年収8千万円以下の法人には、事務負担などを理由に作成義務を免除。国税当局は全ての宗教法人に帳簿作成を推奨しながらも、「強制まではできない」(国税関係者)との立場だ。元国税調査官で経営コンサルタントの根本和彦氏は「収支計算書の作成を免除するというルールは、所得隠しなどの不正を引き起こす原因となっている。宗教法人は税制上の優遇措置が認められており、全ての法人に作成を義務づけるべきだ」と指摘している。(「宗教法人法を問う」取材班)宗教法人への課税宗教法人は税法上、学校法人や社会福祉法人などと同様に、営利を目的としない「公益法人等」に分類される。法人税の課税対象は、駐車場経営など34の収益事業(左図)に限定され、宗教活動で得たお布施やお守りなどの収入には課税されない。ただ役員や職員に支払う給与や報酬は源泉所得税の対象となるため、国税当局は毎年、源泉徴収漏れの調査に力を入れている。

1. 物品販売業	13. 写真業	24. 理容業
2. 不動産販売業	14. 席貸業	25. 美容業
3. 金銭貸付業	15. 旅館業	26. 興行業
4. 物品貸付業	16. 料理店業 その他の飲食店業	27. 遊技所業
5. 不動産貸付業		28. 遊覧所業
6. 製造業	17. 周旋業	29. 医療保健業
7. 通信業	18. 代理業	30. 技芸教授業
8. 運送業	19. 仲立業	31. 駐車場業
9. 倉庫業	20. 問屋業	32. 信用保証業
10. 請負業	21. 鉱業	33. 無体財産権の 提供等を行う事業
11. 印刷業	22. 土石採取業	
12. 出版業	23. 浴場業	34. 労働者派遣業

◆宗教法人法を問う宗教法人、税不正割合が突出長年の慣例で「ザル会計、も

産経新聞 9/16(土) 18:31 配信

重加算税が適用された宗教法人の割合は高い

	徴収漏れを 指摘された 法人数(A)	重加算税を 課せられた 法人数(B)	重加算税が 適用された割合 (B/A×100)
宗教法人	5850	1218	20.82%
学校法人	843	20	2.37%
社会福祉法人	1774	14	0.78%
財団・社団法人	694	2	0.28%

※源泉所得税処理状況集計表の分析に基づく。令和4年6月まで過去5年間。小数第3位以下切り捨て

給与や報酬にかかる源泉所得税を巡り、税務調査で徴収漏れを指摘された全国の宗教法人の約2割が、意図的な不正を認定されたことが明らかになった。

税法上の枠組みが同じ学校法人や社会福祉法人などと比べ、不正の割合は突出していた。

税務調査では悪質な行為が多数確認された一方、そもそも税や会計の知識が曖昧なまま、慣例的に「ザル会計」を続けていた宗教法人もある。国税庁が産経新聞に開示した税務調査結果によると、令和4年6月までの5年間で、源泉徴収漏れを指摘された宗教法人は5

850法人。このうち不正が認められ、重加算税が適用されたのは20.82%に当たる1218法人だった。宗教法人と同じく国税当局によって「公益法人等」に区分され、法人税などの優遇措置がある学校法人では、過去5年間で843法人で徴収漏れが確認され、重加算税が課されたのは2.37%の20法人。次に重加算税の適用割合が高いのは社会福祉法人だが、徴収漏れがあった1774法人のうち所得隠しと認定されたのは0.79%の14法人に過ぎなかった。こうした公益法人には貸借対照表や収支計算書類といった会計帳簿の作成が義務づけられ、法律に基づき、公開対象とされる場合も多い。ところが宗教法人の場合は帳簿公開に関するルールがなく、年間の法人資金の出入りを示す収支計算書の作成ですら、年収8千万円以下の法人には一律に義務化されていない。ある宗教法人関係者は「基本的な会計や税の知識を持たない宗教法人が少なくない」と明かす。今年1月には、和歌山県田辺市などの複数の寺で住職を掛け持ちする2人が、大阪国税局に計約1億5千万円の源泉所得税の徴収漏れを指摘されたことが発覚。宗教法人としての収入を個人口座で管理しており、国税局は蓄財に充てていたなどと判断したとみられる。追徴税額は重加算税を含め計約7800万円だが、産経新聞の取材に応じた住職の一人は、華やかな生活を送るために資金を流用したわけではないと主張。宗教活動で得た非課税のお布施などを個人口座に入金していたことが、「私的な給与」と認定されたとしている。この住職は「父親の後を継ぎ、40年以上にわたり同じやり方を続けていた」と明かし、「僕個人の収入もお寺の収入も一緒に管理すればいい」と思い、宗教法人の会計を明確にするという考えはなかった」と悔やむ。

国税局による指摘後、法人と個人の会計を分けた上で法人収支の記録を始めたという住職。「線引きが難しい部分もある」としながらも「税理士を入れてしっかり帳簿を付けている寺もある。(収支計算書の作成が)義務化されても大丈夫ではないか」と話している。(「宗教法人法を問う」取材班)

⑨ゴシック体による強調および下線は、記事本文にはない。

2023.09.29H.Taniguchi

